

児童福祉司の任用資格 一覧表

受験資格のもととなる資格		相談援助業務 ※5	講習会を修了
こども家庭ソーシャルワーカー		—	—
都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校を卒業 ※1		—	—
都道府県知事の指定する講習会の課程を修了 ※2		—	—
大学で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（または相当する課程）を修めて卒業 ※3		1年	—
医師		—	—
社会福祉士 ※4		—	—
精神保健福祉士 ※4		—	—
公認心理師 ※4		—	—
社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事		2年	児童福祉司 任用前講習会 の受講が必要 ※6
社会福祉主事たる資格を得た後、あわせて2年以上、相談援助業務又は児童相談所所員として勤務		—	
社会福祉主事たる資格を得た後、3年以上相談援助業務に従事		3年	
保健師		1年	こども家庭庁 長官が定める 講習会の受講 が必要 ※7
助産師		1年	
看護師		2年	
保育士		2年	
教育職員免許法に規定する普通免許状取得者	専修免許、1種免許	1年	
	2種免許	2年	
児童指導員		2年	

※1 「養成する学校」とは、国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所の児童指導員科を含む。）、国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部（旧国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部及び教護事業職員養成所養成部を含む。）、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科をいう。

※2 「講習会の課程」とは、全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程をいう。

※3 ① 心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（または相当する課程）を修めて「専門職大学の前期課程を修了した者」「大学院を修了した者」「海外の大学を卒業した者」「大学で専修し、飛び級により大学院への入学を認められた者」を含む。

② 「相当する課程」とは、社会福祉学部の各学科や、人間関係学科、児童学科等のように、心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学科も含む。

③ 大学の教養科目により、単に、心理学概論や社会学概論などの単位を履修して卒業した場合などは含まない。

※4 国家試験に合格した者（登録前の者）を含む。

※5 「相談援助業務」とは、内閣府令で定める施設において、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいい、その具体的な範囲は、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務範囲等について」（平成17年2月25日雇児発第0225003号）等の厚生労働省の通知等による。〔この表ではそれぞれの該当する資格の場合ごとに必要となる従事期間を示している。〕

※6 「児童福祉司任用前講習会」とは、児童福祉法第十三条第三項第八号のこども家庭庁長官が定める講習会（平成29年厚生労働省告示第130号）をいう。

※7 「こども家庭庁長官が定める講習会」とは、児童福祉法施行規則第六条第七号のこども家庭庁長官が定める講習会（平成17年厚生労働省告示第42号）をいう。